

令和6年度 櫛田川・佐奈川 河川愛護モニター応募要項

国土交通省では、河川への関心が高まっているおりから、地域の方々の要望を把握し、地域と連携を進め、あわせて愛護の普及啓発のために、河川愛護モニター制度を実施しております。

今般、地域の方との交流がますます重要となる中で、より連携を深める事を目的として、河川愛護モニターを以下のように公募します。

1：活動内容

日常生活の範囲内で堤防や河川敷について、知り得た情報等を伝えていただく事が主な活動内容です。

定期的な河川の巡視や、ゴミ投棄等の不法行為者等に対し直接注意する等の特別の債務や権限を有するものではありません。

次の事項を主に通報・連絡（定期・随時）及び活動をしてください。

- ① 近隣の方々等から河川管理、利用等に関する要望があった場合
- ② 河川の自然環境の変化や利用上の障害となるような場合
- ③ ゴミ等の投棄、流水や施設等に異常を発見した場合
- ④ 特に連絡することが必要な場合
- ⑤ 年に一回程度のモニター会議（意見交換会）への参加
- ⑥ 地域等への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。

（余暇時間等で対応できる内容です）

2：活動範囲及び募集人員

櫛田川（2名） 河口～松阪市中万町、多気郡多気町朝長

佐奈川（1名） 多気郡多気町朝長～多気郡多気町仁田・五桂

3：応募資格

- ・ 櫛田川及び佐奈川の上記活動範囲近隣にお住まいの方で、河川に接する機会が多い方
- ・ 河川愛護に関心を持ち、上記活動内容を実行できる20歳以上の健康な方

4：委嘱方法と任期

国土交通省中部地方整備局長より委嘱させていただきます。

任期は令和6年7月1日より令和7年6月30日までの1年間です。

ただし、期間満了以前に委嘱を終了する場合があります。

5：手当

月額4,000円程度を予定

（交通費、通信費等一切の諸経費含みます。）

6：選考方法

- ① 募集人数以上に資格者の応募があった場合には、自治会等の地域に密着した活動に参画されている方を優先とし、年齢・地域構成等から総合的に選考させていただきます。選考は、三重河川国道事務所で実施します。
- ② 選考結果は郵便にて応募者に6月中頃通知させていただきます。

7：応募方法

下記事項を記入の上、令和6年5月24日（金）（必着）迄に「8：送付先」に電子メールかFAX送付、又は郵送にてご応募ください。

（記入事項）

- ・希望するモニター区間
（例. ○○川 □□町～△△町）
- ・氏名 年齢 性別
- ・住所 電話番号
- ・職業
- ・自治会等の地域に密着した活動へ参加した経験
- ・応募理由、各河川への感想、要望など
- ・過去の河川愛護モニターの経験
- ・応募のきっかけ

8：送付先、お問い合わせ先

国土交通省三重河川国道事務所 河川占用調整課

〒514-8502 津市広明町297

TEL（059）229-2218

FAX（059）229-2231

Mail：cbr-ir-mika5@mlit.go.jp

※三重河川国道事務所HPに詳細を記載しております。
是非ご覧ください。

<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/region/aigo/index.html>